

ベトナム ポケット タックス ブック 2011



連絡先

ベトナムの税務に関するサービスおよび国際税務に関しては、以下の者までご連絡下さい。

ホーチミン市: Saigon Tower, Level 4 29 Le Duan Boulevard District 1, Ho Chi Minh City Tel: (84) 8 3823 0796 Fax: (84) 8 3825 1947	ハノイ: Pacific Place, 7th Floor 83B Ly Thuong Kiet Hoan Kiem District, Hanoi Tel: (84) 4 3946 2246 Fax: (84) 4 3946 0705
日系企業担当 (Japanese Business)	
ついの まさこ 角井 雅子	いのうえ さとし 井上 智
税務 (Tax)	
Richard Irwin David Fitzgerald Nguyen Thanh Trung Brittany Chong Phuong	Dinh Thi Quynh Van Nguyen Huong Giang Kwa Choon Kiat Le Lan Phuong
法務 (Legal)	
Phan Thi Thuy Duong	Le Anh Tuan
監査 (Assurance)	
Ian Lydall Richard Peters Quach Thanh Chau	Nguyen Phi Lan
アドバイザー (Advisory)	
Stephen Gaskill Marius Kunneke	Paul Coleman
日系企業担当 (Japanese Business)	
くわき あいこ 個人所得税担当: 桑木 愛子	
よねおか こうじろう 移転価格税制担当: 米岡 光二郎	
ふじい じゅんいち 統括・品質管理: 藤井 純一	

ベトナム税務の概要

この税務小冊子の情報は、**2011年1月1日**現在の税制(法案および政策を含む)ならびに慣例を基礎としています。

この小冊子は、一般的な情報提供を目的としています。特定の取引につきましては税務上取り扱いが異なりますので、専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は、前のページをご参照下さい。

目次

	<u>ページ</u>
税務	
- 総論	6
法人税	
- 税率	7
- 税務上の優遇措置	7
- 課税所得の計算	7
- 損金不算入項目	8
- 欠損金	9
- 移転価格	9
- 登録、申告と納税	9
- 利益送金	10
外国契約者税	
- 配当	11
- 利子	11
- ロイヤルティー(使用料)、ライセンス料など	11
- 運賃および輸送サービス	11
- 外国契約者への支払	12
- 租税条約	14
資本譲渡税	15
付加価値税	
- 適用範囲	16
- 非課税物品・サービス	16
- 税率	17
- 輸出サービス	17
- アウトプット税額の計算	18
- インプット税額の控除	18
- 値引きおよび販売促進	19
- 自家消費される物品・サービス	19
- 登録、申告および納税	19
- 還付	19
- タックス・インボイス	20

特別売上税	21
天然資源税	22
財産税	23
環境保護税	24
輸出入関税	
- 税率	25
- 計算	25
- 免税	26
- 還付	27
- 輸出関税	27
個人所得税	
- 税務上の居住者	28
- 雇用所得	28
- 雇用所得以外の所得	29
- 非課税所得	29
- 外国税額控除	29
- 税務上の所得控除	30
- 個人所得税率	30
- 登録、申告と納税	32
社会保険、健康保険および失業保険	33
その他の税金	34
税務調査および罰則	35
会計および監査	36
別添 I - 租税条約	37
私どものベトナムにおけるサービス(業務案内)	40

税務

TAXATION

総論 (General overview)

外国からの投資および外国投資家は、以下の税法の影響を受けます。

- 法人税
- 各種源泉税
- 資本譲渡税
- 付加価値税
- 輸入関税
- ベトナム人従業員および外国人就労者の個人所得税
- 社会保険、失業保険および健康保険制度

また、以下の税法は、特定の投資家に影響をおよぼします。

- 特別売上税
- 天然資源税
- 財産税
- 輸出関税

上記の税金はすべて国税です。現在地方税はありません。

法人税

BUSINESS INCOME TAX (“BIT”)

税率(Rates of tax)

納税者には、法人税(BIT)法にもとづく税率が適用されます。BITの標準税率は25%です。石油およびガス産業で事業を行う会社には、プロジェクトごとに32%から50%の範囲内での税率が適用されます。

税務上の優遇措置(Tax incentives)

税務上の優遇措置は、規定上の奨励分野および社会・経済的に困難な地域を基礎として付与されます。ベトナム政府によって奨励されている分野には、教育、ヘルスケア、スポーツ/文化、ハイテク、環境保護、科学研究、産業基盤開発およびコンピュータ・ソフトの生産が含まれます。

10%および20%の優遇税率は、事業活動の開始日からそれぞれ15年および10年にわたり適用されます。なお、優遇税率の適用期間が終了した後は、標準税率が適用されます。

納税者には、免税と減税が用意されています。課税所得の発生初年度から一定期間はBITが免税となり、その後続く一定期間は適用税率が半減されます。しかしながら、企業の事業開始から3年間に課税所得が生じない場合には、事業開始後4年目から免税が開始されます。これらの免税の適格条件はBITの規則で定められています。

製造、建設および運輸活動に従事し、多くの女性従業員や少数民族を雇用する場合には、さらなる減税の対象となります。

税務上の優遇措置は、その他の所得(Other Income)には適用されません。その他の所得は広範囲に定義されています。

課税所得の計算(Calculation of taxable profits)

課税所得は、国内外を源泉とする総収益から損金算入が認められる費用を控除し、その他の所得を加算して計算されます。

納税者はBITの年次確定申告書を作成しなければなりません。この年

次確定申告書において、会計上の利益から税務上の課税所得への調整を行いません。

損金不算入項目 (Non-deductible expenses)

課税所得の獲得に直接関連し、適切な証憑で裏づけされ、かつ、以下の損金不算入項目とされていない費用が損金として認められます。損金不算入項目を例示すると、以下の通りです。

- 関連法規の規定に基づかない固定資産の減価償却費
- 実際の支払がなされていないまたは雇用契約書もしくは労働協約に記載のない従業員の給与および賃金
- 従業員への生命保険料
- 適切な消費水準を超えて使用された原材料、燃料または物品にかかる費用
- 拠出されていない定款資本部分に対応する借入金の利息
- 経済組織または金融機関以外からの借入金利で、ベトナム中央銀行が定める利率の 1.5 倍を超える部分
- 関連法規の規定に基づかない研究開発引当金
- 関連法規の規定に基づかない棚卸資産評価引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、製品保証引当金、および工事保証引当金
- 広告宣伝費、販売促進費（一部例外あり）、会議・接客費用、手数料、値引きで、これらの費用を除く損金の合計額の 10% を超える部分（新設企業については、当初 3 年間のみこの上限率が 15% とされる）
- 会計年度末における支払債務を除く外貨建貨幣性項目の評価替えによる未実現為替差損
- 教育、ヘルスケア、天災、貧困層への慈善目的での家屋建設などの特定のものを除く寄付
- 関連法規の規定に基づかない外国企業の本社よりベトナムの恒久的施設へ配分される経営管理費用
- 行政上のペナルティ、罰金
- 控除可能なインプット付加価値税、法人税およびその他の料金・手数料
- 保険会社、証券取引および宝くじなど特定の事業については、財務省から BIT 上の損金に関する個別のガイドラインが提供されません。

ベトナムの企業は損金算入が認められる研究開発引当金を計上するこ

とが可能です。企業は、年度の税引き前利益の 10%を上限とする引当金を計上することができます。ただし、多くの条件が定められています。

欠損金(Losses)

納税者は、税務上の欠損金を全額、連続して最長 5 年間繰り越すことができます。

税務上の優遇措置が適用される活動からの欠損金と適用されない活動からの欠損金は相殺することができます。

欠損金の繰戻還付は認められていません。連結納税およびグループ内の欠損金通算に関する規定はありません。

移転価格(Transfer pricing)

ベトナムでは、関連者間の取引とされる種々の状況および市場の独立企業間価格 (arm's length transaction price) の算定方法 (独立価格比準法、原価基準法、再販売価格基準法、利益比準法、利益分割法) を概説した移転価格に関する規則があります。

この規則によると、関連者の範囲が広範に定義されており、支配比率について他の多くの国の規定より低い水準 (20%) とされています。更に、重要性がある場合、資本関係のない特定の仕入先・売上先、そして融資関係にまで拡大されています。

関連者間取引およびその価格算定方法を明記した年次申告書を BIT の確定申告書とともに提出することが要求されています。

また、関連者間取引がある企業には、同時移転価格文書の作成と維持が要求されています。

登録、申告と納税(Administration)

四半期ごとの BIT の仮申告の提出および納税は、翌四半期開始月の 30 日までに行わなければなりません。

BIT の確定申告は年次で行われます。その申告書の提出期限は会計年度末から 90 日以内とされています。未払いの税額については、BIT の確定申告書の提出と同時に支払わなければなりません。

納税者に他の省に所在する従属する支店がある場合、単一の BIT 申告が要求されます。しかしながら、製造企業については、製造を行う支店が所在する地域における地方税務当局への納税の配分が必要となります。この配分は、会社の総支出に対する各支店の支出の割合を基礎として行われます。

標準の課税年度は暦年です。しかし、財務省からの認可を条件として暦年以外の会計および課税年度の採用が可能です。

利益送金(Profit remittance)

外国投資家は、毎年会計年度末にまたはベトナムでの投資の終了にあたり利益を送金することが認められています。ただし、被投資会社に累積欠損金がある場合には、利益の送金は認められません。

外国投資家または被投資会社は、利益の送金にあたり、送金予定日の少なくとも 7 営業日前までに利益送金の計画を税務当局に通知しなければなりません。

外国契約者税

FOREIGN CONTRACTOR WITHHOLDING TAX (“FCWT”)

外国契約者税は、利息、ロイヤルティー（使用料）、ライセンス料、外国契約者への報酬、海外へのリース料、保険料・再保険料、航空及び書類の宅配手数料の支払に適用されます。

配当(Dividends)

海外の法人株主に支払われる利益に対して課せられる源泉税、送金税はありません。

利子(Interest)

外国の組織からのローンに対する支払利息には 10%の源泉税が課せられます。ただし、1999 年 1 月 1 日より前に締結されたローンについては免税とされます（例外あり）。特定の政府もしくは準政府機関からの海外ローンについては、租税条約や政府間協定が適用される場合、免税を受けることができます。

債券（免税の対象とされている債券を除く）および預金証書（certificates of deposit）から得た利息には 10%の源泉税が課せられます。債券および預金証書の売却には、総売却価額に対して 0.1%のみなし税が課せられます。

ロイヤルティー（使用料）、ライセンス料など (Royalties, licence fees, etc.)

技術移転に対して外国側当事者へ支払がなされる場合、10%の源泉税が課せられます。技術移転は、広範囲に定義されています。

運賃および輸送サービス(Freight & transportation services)

従前の運賃税(Freight Tax)は、2009 年 1 月 1 日に廃止されました。輸送サービスを提供する外国企業は、外国契約者税の対象となります。

外国契約者への支払 (Payments to foreign contractors)

ベトナム側契約者(外資企業を含む)がベトナムで投資許可を受けていない外国側当事者(“外国契約者”)と契約を締結した場合、この契約にもとづくベトナム側契約者から外国契約者への支払に対して源泉税が課されます。

この外国契約者税は、通常、ベトナム国内外で提供されたサービスに対し、ベトナム国内で実行される支払に適用されます。ただし、物品の純粋な供給(pure supply of goods)、ベトナム国外で実行され消費されるサービス、完全にベトナム国外で実行されるサービス(特定の修理、トレーニング、広告、販売促進など)は外国契約者税の適用対象外とされています。

外国契約者は、以下の納税方法のうち、いずれかを選択することができます。

第1法—控除法(Method One - Deduction Method)

外国契約者が以下のすべての要件を満たす場合、付加価値税(Value Added Tax “VAT”)の登録ができます。

- ベトナムに恒久的施設(permanent establishment “PE”)を有しているまたはベトナムの税務上の居住者である
- ベトナムでのプロジェクトの期間が 182 日超である
- ベトナム会計システム(Vietnamese Accounting System “VAS”)を採用する

ベトナム側契約者には、契約締結日から 20 業務日以内に外国契約者が控除法を適用して納税することを所轄税務署へ通知することが要求されています。

外国契約者が複数のプロジェクトを実施している場合、あるプロジェクトについて控除法を適用する条件を満たしている場合、その他のプロジェクトについても控除法を適用しなければなりません。

外国契約者は、その課税所得に 25%の税率で BIT を支払います。

第2法—直接法 (Method Two - Direct Method)

直接法を採用する外国契約者は、VAT の登録を行いません。ベトナム側契約者が課税売上高に対するみなし税率を適用して VAT および BIT を源泉徴収します。このみなし税率は、提供されるサービスの性質によって異なります。ベトナム側契約者により源泉徴収された VAT は、通常、そのベトナム側契約者の VAT 申告においてインプット税額として控除が認められます。

第3法—ハイブリッド法 (Method Three - Hybrid Method)

ハイブリッド法を適用する場合、外国契約者は、VAT については登録をして控除法(アウトプット VAT からインプット VAT を控除して残額を納税する方法)にもとづいて納税が可能ですが、BIT についてはみなし税率を適用して納税します。

外国契約者がハイブリッド法を適用する場合、以下のすべての要件を満たさなければなりません。

- ベトナムに恒久的施設(permanent establishment “PE”)を有しているまたはベトナムの税務上の居住者である
- ベトナムでのプロジェクトの期間が 182 日超である
- 財務省のガイドラインおよび会計に関する規定にもとづいて会計記録を維持する

VAT と BIT の税率の概要は以下のとおりです。

業種	実効 VAT 率	みなし BIT 率
商業:ベトナムにおける物品、資材、機械設備の流通および供給	免税(*)	1%
サービス	5%	5%
機械設備の供給を伴うサービス	3%	2%
資材または機械設備の供給を伴わない建設および据付(**)	5%	2%
資材または機械設備の供給を伴う建設および据付(**)	3%	2%
機械設備のリース	5%	5%
航空機、船舶(構成品を含む)のリース	明記なし	2%
運輸	3%	2%
利子	免税	10%
ロイヤルティー(使用料)	免税	10%
再保険	免税	2%
有価証券の譲渡	免税	0.1%
製造およびその他の事業活動	3%	2%

(*) 輸入時点で VAT を支払う場合

(**) VAT についてのみ

租税条約(Double taxation agreements (“DTAs”))

上記の源泉税は、関連する租税条約の適用により影響を受けます。例えば、関連する租税条約によって、外国契約者に課せられるみなし BIT は、免除もしくは減額される可能性があります。

ベトナムは、60 超の条約を締結しています。その他、条約が実施または交渉段階のものもあります。おもな条約の締結国は、オーストラリア、フランス、ドイツ、日本、韓国、マレーシア、オランダ、シンガポール、タイ、香港、イギリスなどです。これに対し、おもな未締結国はアメリカ合衆国です。主要国との条約の概要は、「別添 I - 租税条約」をご参照下さい。

資本譲渡利益税

CAPITAL ASSIGNMENT PROFIT TAX

外国投資企業またはベトナム企業における持分(注意:株式は異なる取扱いあり)の譲渡益は、BIT25%の課税対象となります。課税対象となる利得は、譲渡価額から原価(初回の譲渡については、当初の資本拠出額)および譲渡費用を控除して計算されます。

譲渡人が外国企業および外国人の場合は、譲受人は、譲渡人への支払から税金を源泉徴収して納税することが要求されています。譲渡の承認日から10日以内に申告および納税することが要求されています。

有価証券(公開株式会社の株式、債券など)の譲渡については譲渡価額全体の0.1%がみなし税としてBITが課せられます。

付加価値税

VALUE ADDED TAX (“VAT”)

適用範囲 (Scope of application)

VAT はベトナムにおける生産、商業および消費に使用される物品およびサービスに適用されます(海外から購入される物品およびサービスも含まれます)。事業者は物品の販売およびサービスの提供に VAT を課さなければなりません。

さらに、輸入品に関しては、輸入関税を加算した価額に VAT が課せられます。輸入者は、輸入関税と共に VAT を税関へ支払わなければなりません。

VAT の納税額は、顧客に請求する受取税額(アウトプット税額)から、物品およびサービスの購入に際して課せられる支払税額(インプット税額)を控除して計算されます。インプット税額の控除を受けるために、納税者は供給者から適切な VAT インボイスを入手しなければなりません。

非課税物品・サービス (Exempt goods and services)

以下を含む物品・サービスが VAT の非課税対象として規定されています。

- 特定の農産物
- ベトナムで生産できない種類の掘削装置、航空機、船舶のクロス・ボーダー・リース
- 土地使用権の譲渡
- 金融派生商品、クレジット・サービスおよび特定の保険サービス(生命保険および非商業保険を含む)
- 医療サービス
- 教育および訓練
- 新聞、特定種類の書籍、雑誌の印刷および出版
- 特定の文化、芸術、スポーツ活動および作品
- バス公共輸送
- 技術移転およびソフトウェア・サービス(0%税率の対象とされている輸出ソフトウェアを除く)
- 宝飾品に加工されていない輸入金塊

- 輸出される未加工鉱産物(原油、岩石、砂、稀少土、稀少石など)
- 技術研究開発活動で直接使用される輸入機械設備および特殊運搬手段(ただし、ベトナムで生産されていないもの)
- 石油・ガスの探鉱および開発に使用される設備機器、スペア・パーツ、特殊運搬手段、必需原材料(ただし、ベトナムで生産されていないもの)
- 政府開発援助(ODA)を含む国際無償援助、政府または個人への外国からの寄付(制限あり)

税 率(Rates of taxes)

3 種類の VAT 税率は、以下のように定められています。

- 0% : この税率は、ベトナムに恒久的施設を持たない企業(非関税区の企業を含む)へ販売される物品、輸出加工品、免税店へ販売される物品を含む輸出品、輸出サービス、海外でまたは輸出加工企業に提供される建設および据付、航空・海上・国際輸送サービスに適用されます。
- 5% : この税率は、一般に、必需品・必需サービスに適用されます。清浄水、肥料生産、教育助成、書籍、食料品、医薬品・医療機器、耕作物、農作物、農耕サービス、科学・技術サービス、ラテックス、砂糖およびその副産物などが含まれます。
- 10%: この税率は、標準税率です。
上記の非課税または 0%や 5%の対象とされていない物品・サービスに適用されます。

上記税率表に当てはまらない供給に関して、その事業が供給する物品の税率のレンジの中で最も高い税率が適用されて VAT が算定されます。

輸出サービス(Exported services)

外国企業(非関税区の企業を含む)へ提供されるサービスについては、以下の要件を満たす場合に 0%の VAT 率が適用されます。

- その外国企業がベトナムに恒久的施設(permanent establishment, “PE”)を有さない(VAT の規定では PE の定義がないことから、BIT の規定における定義が適用される)

- その外国企業がベトナムで VAT の登録をしていないまたは VAT の納税者でない

輸出品および輸出サービスに 0% の VAT 率を適用するためには、契約書、銀行送金を確認する書類、輸出申告書(輸出品の場合)など、裏づけとする書類が要求されます。

VAT の規定上、0% の VAT 率が適用されないサービスが明記されています。家屋のリース、従業員の通勤送迎、ケータリング・サービス(非関税区内で従業員に提供される食事や非関税区内で営業するケータリング・サービスを除く)などを含む非関税区に提供されるサービスが該当します。

アウトプット税額の計算(Calculation of output tax)

アウトプット税額は、課税対象品の価格(VAT 加算前)に適用税率を乗じて計算されます。輸入品に関しては、VAT は、輸入課税価格に輸入関税および特別売上税(該当する場合)を加算した額をもって計算されます。割賦販売(不動産を除く)に関しては、実際に受領する割賦額ではなく、利息を含まない価額が課税対象となります。

インプット税額の控除(Input tax credit)

インプット税額は、インボイス(請求書)の発行月に控除することができます。輸入に関しては、税関への支払日にもとづいてインプット税額を控除します。インプット税額は、その発生の月から 6 ヶ月以内に申告および控除が認められます。インプット税額の控除は、銀行決済による支払いが条件とされています(ただし、決済額が 20 百万ベトナム・ドン未満または相殺による決済が証明される一定の状況を除く)。また、海外の供給者への対価支払い時に源泉徴収されたインプット税額(外国契約者税として源泉されたもの)についても控除することができます。

事業者が非課税対象とされている物品・サービスを扱う場合、購入に係わり支払ったインプット税額を回収することはできません。これは、課税対象品目として 0% 税率が適用される場合と対照的です。0% 税率が適用される物品・サービスは VAT の体系内であることから、インプット税額を回収することができます。課税対象と非課税対象の物品・サービスを共に扱う事業者は、課税対象とされている事業に係わるインプット税額部分のみを控除することができます。

値引きおよび販売促進(Discounts and promotions)

値引きを行なった場合、一般的には、VAT の課税価額を減少させることが認められます。しかし、特定の種類の値引きには、この取扱いが認められていません。また、値引きの種類に応じて、控除のための条件や規則が定められています。

自家消費される物品・サービス (Goods and services used internally)

自家消費される物品・サービスは、販売価格をもって課税対象とされません。

登録、申告および納税(Administration)

ベトナムで課税対象とされている物品・サービスを製造または取引するすべての組織および個人は、VAT 登録を行わなければなりません。特定の場合、企業の支店は、自己の活動について独自に登録および申告を行なうことが要求されます。

納税者は、毎月、翌月の 20 日までに VAT 申告を行います。控除法を適用する納税者には、年次の VAT の確定申告や調整申告の提出は要求されていません。

還付(Refunds)

一般的に、期間中のインプット税額がアウトプット税額を上回る場合、その差額は 3 ヶ月にわたって繰り越されます。控除されずに残った額は、還付請求が認められます。特定の場合(輸出企業のインプット VAT 額が 200 百万ベトナム・ドンを超える場合など)には、月次の還付請求も認められます。工場建設中であり、アウトプット税額が発生していない新設企業は、インプット税額の金額により、年次またはより多い頻度にて還付申請を行います。

新設企業および開業前段階にある特定の投資プロジェクトが特定の要件を満たす場合には、通常より早い時期に輸入固定資産に対する VAT の還付を受けることができます。

タックス・インボイス (Tax invoices)

ベトナムにおける事業者は、印刷業者に依頼して印刷したタックス・インボイス、事業者が独自に印刷したタックス・インボイスまたは電子タックス・インボイスを使用することができます。タックス・インボイスの様式は、規定にもとづいて記載が要求されている項目を含まなければならず、地方税務当局への登録が要求されています。

特別売上税

SPECIAL SALES TAX (“SST”)

特別売上税は、特定の物品の輸入または生産および特定のサービスの提供に適用される奢侈税の一種です。特別売上税の対象となる物品およびサービスには、VATも課せられます。

特別売上税法では、課税対象を以下の 2 グループに分類しています。

1. 物品： 煙草、アルコール、ビール、24 座席未満の自動車、二輪車、航空機、ボート、ガソリン、90,000BTU 以下のエアコン、トランプ、奉納用擬似紙製品
2. サービス： ディスコ、マッサージ、カラオケ、カジノ、ジャックポット、ゴルフ・クラブ、賭博を伴う娯楽、宝くじ

税率は、以下のように定められています。

物品/サービス	税率(%)
葉巻/煙草	65
スピリッツ/ワイン	25 - 45
ビール	45
自動車(24 座席未満)	10 - 60
二輪車(125cm ³ 気筒超)	20
航空機	30
ボート	30
ガソリン	10
エアコン(90,000BTU 以下)	10
トランプ	40
奉納用擬似紙製品	70
ディスコ	40
マッサージ、カラオケ	30
カジノ、ジャックポットゲーム	30
賭事を伴う娯楽	30
ゴルフ	20
宝くじ	15

天然資源税

NATURAL RESOURCES TAX

天然資源税は、石油、鉱物、森林資源、水産資源および天然水など、ベトナムの天然資源の開発に課せられる税金です。

税率は、開発される天然資源により異なり、単位あたりの課税価額にもとづく実際の産出高に適用されます。天然資源税の課税価額を算出するための計算方法が(市場価格が存在しない天然資源を含む)定められています。

財産税

PROPERTY TAX

外資企業が使用する土地使用権の賃借料である土地使用料（現物出資の場合を除く）は、財産税の一種です。通常は、土地リース料として認識されており、料率は地域、周辺の産業基盤の整備状況、会社の業種などによって大幅に異なります。

環境保護税

ENVIRONMENT PROTECTION TAX

環境保護税法は、2012年1月1日より施行されます。

環境保護税は、石油製品を含む特定の物品の生産および輸入に対して適用される間接税で、物品の数量に対して課される従量税です。

輸出入関税

IMPORT AND EXPORT DUTIES

税率(Rates)

輸出入関税率は頻繁に変更されていることから、適宜、その時点での適用税率を確認する必要があります。

輸入関税率は、一般税率、優遇税率および特別優遇税率の3種類に分類されています。優遇税率はベトナムと最恵国待遇を有する通商国(Most Favoured Nation, MFN、または、通常通商関係: Normal Trade Relations, NTR)からの輸入品に適用されます。MFN 関税率は、WTO 加盟時のベトナムによる公約にもとづいて、WTO 加盟国からの輸入品に対して適用されます。

特別優遇税率は、ベトナムとの間で特別優遇協定を締結している通商国からの輸入品に対して適用されます。ベトナムは、アセアン諸国、日本および中国と特別優遇協定を有しています。

さらに、アセアン諸国のメンバー国として、ベトナムは以下の国と特別優遇協定を有しています。

- 中国
- 韓国
- 日本
- オーストラリアおよびニュージーランド
- インド(締結済み、未発効)

優遇税率または特別優遇税率を適用するためには、輸入品の適切な原産地証明書(Certificate of Origin, C/O)が必要となります。C/Oがない場合、もしくは非優遇国を原産とする物品には、一般税率(優遇税率の50%増)が適用されます。

計算(Calculations)

原則として、ベトナムは WTO の関税評価協定に従い、特定の変更を加えていえています。一般的には、輸入品の課税価額は、取引価額(すなわち、輸入品に対して実際に支払われる価格で、必要に応じて特定の有

税または無税の要素について調整される)を基礎とします。取引価額を適用することができない場合には、代替的な方法により課税価額が算定されます。

特別売上税(SST)は、特定の物品に対して、関税に加えて課税されます。さらに、すべての輸入品およびサービスに対して VAT が課税されます(ただし、VATの規定上免税とされるものを除く)。

免 税(Exemption)

投資奨励分野リストに含まれるプロジェクトや特定の状況下で輸入される物品は、輸入関税が免除されます。

以下のものを含む 20 品目が輸入関税の免税対象とされています。

- 特定プロジェクトの固定資産を形成する機械設備、特殊運搬手段および建設資材(ベトナムで生産されていないもの)
- 輸出加工品を生産するために輸入される原材料・スペア パーツ・付属品・貯蔵品・サンプル・機械設備および加工品に使用される輸入完成品。

現在、輸出企業は、輸出品製造用の原材料に係わる輸入関税を支払っていません。ただし、企業が完成品を 275 日以内に輸出しない、または輸出しないと予測する場合、税関は輸入原材料に暫定の輸入関税を課します。納税遅延に対しては、罰金が科せられます。企業が実際に完成品を輸出した時点で、その輸出品に使用された原材料部分の輸入関税が還付されます。

- 石油・ガス活動に使用される機械設備、特殊運搬手段、資材(ベトナムで生産されていないもの)、健康および事務所設備
- 建設-操業-譲渡プロジェクト企業(Build-Operate-Transfer enterprise, なお、下請企業も含まれる)、ソフトウェアの直接生産など
- 宅配便で輸入される価額が百万ドン以下の物品

還付(Refund)

以下を含む輸入関税が還付される場合について規定されています。

- 輸入関税を支払った物品が実際には輸入されない場合
- 輸入原材料でいまだ生産に使用されておらず、外国の所有者へ再輸出しなければならない場合または第三国・非関税地域へ再輸出する場合
- 国内で販売される物品の生産用として輸入された原材料が外国当事者との加工契約にもとづいて輸出加工品のために利用される場合

輸出関税(Export duties)

輸出関税は、砂、チョーク、大理石、花崗岩、鉱石、原油、林産品などの天然資源やスクラップ金属など、ごく一部の物品のみに課せられています。税率は、0%から33%の範囲で定められています。輸出関税の課税価額は、FOB(本船渡し)・DAF(国境渡し)価格、すなわち、契約書に記載されている運賃および保険料を含まない積地での販売価格とされています。

個人所得税

PERSONAL INCOME TAX (“PIT”)

税務上の居住者(Tax residency)

暦年もしくはベトナムへの最初の入国日から連続する 12 ヶ月の間に 183 日以上ベトナムに滞在する個人、または、ベトナム国内に恒久的住居(外国人の場合、在留許可証・一時在留許可証に記載されている登録済みの住所を含む)を有している個人が税務上の居住者とされます。課税年度におけるベトナムでの滞在日数が 90 日以上 183 日未満で、他国の税務上の居住者であることを証明できる個人は、ベトナムの税務上の非居住者とみなされます。

税務上の居住者は、所得の支払地や受領地を問わず、その全世界所得に対してベトナムの個人所得税が課せられます。雇用所得については、累進税率によって課税されます。雇用所得以外の所得については、所得の種類によって異なる税率が規定されています。

税務上の居住者とされる条件を満たさない個人はベトナムにおいて税務上の非居住者とされます。非居住者は、課税年度におけるベトナムでの就労の結果として受領する所得に対して一律 20%の税率で個人所得税が課せられます。また、雇用所得以外の所得については、個別の税率によって課税されます。ただし、税務上の非居住者の課税範囲に関しては、適用可能な租税条約上の規定を検討することが必要です。

雇用所得(Employment income)

課税の対象とされる雇用所得は広義で、金銭によるすべての報酬と現物支給を含みます。ただし、以下の項目は課税の対象とはされません。

- 出張手当(上限あり)
- 電話料金(上限あり)
- 制服代・文房具代(上限あり)
- 時間外手当(通常の賃金に加算される時間外勤務・夜間勤務に対する割増部分のみ)
- ベトナムへの赴任時に支払われる転勤手当(一度のみ)

- 外国人従業員の一時帰国のための往復航空運賃(年間一度のみ)
- 外国人従業員の子供の学費(ベトナム国内の小学校から高等学校まで)
- 研修費用
- シフト間の食事(現金支給については上限あり)
- 集团的に提供される特定の現物支給(会費、接待費、健康診断、通勤用の車輛など)

上記の項目について免税の取り扱いを受けるための条件と制限が規定されています。

雇用所得以外の所得(Non-employment income)

雇用所得以外の課税所得には、以下のものが含まれます。

- 事業所得(家賃収入など)
- 投資所得(利子、配当金など)
- 株式売却益
- 不動産売却益
- 相続(10百万ベトナム・ドンを超える場合)

非課税所得(Non taxable income)

非課税所得には、以下のものが含まれます。

- 銀行・信用機関への預金または生命保険契約からの利子
- 生命保険・損害保険契約にもとづく保険金
- 社会保険法にもとづく退職年金
- 種々の一等親間の財産譲渡所得
- 種々の一等親間の相続・贈与

外国税額控除(Foreign tax credits)

海外で所得を得た税務上の居住者は、外国で納付した税額をベトナムの税額から控除することができます。ただし、この控除額はその所得に対してベトナムで課せられる PIT の額を超えることはできません。

税務上の所得控除(Tax deductions)

税務上、以下のものが所得控除の対象となっています。

- 強制加入の社会保険・健康保険・失業保険への拠出金
- 特定の認可団体への拠出金
- 人的控除
 - 本人控除: 48 百万ベトナム・ドン/年
 - 扶養控除: 1.6 百万ベトナム・ドン/月/人(扶養控除については、自動的に認められるわけではないことから、納税者は適格扶養親族を登録するために税務当局へ根拠となる書類を提出しなければなりません。)

個人所得税率(Personal income tax rates)

居住者-雇用所得および事業所得
(Residents-employment and business income)

年次課税所得 (百万ベトナム・ドン)		月次課税所得 (百万ベトナム・ドン)		税率
超	まで	超	まで	
0	60	0	5	5%
60	120	5	10	10%
120	216	10	18	15%
216	384	18	32	20%
384	624	32	52	25%
624	960	52	80	30%
960		80		35%

居住者-雇用所得以外の所得 (Residents - non-employment income)

課税所得の種類	税率
利子/配当金	5%
有価証券の売却: 純利得、もしくは 売却価格	20% 0.1%
資本譲渡 純利得	20%
不動産の売却: 純利得、もしくは 売却価格	25% 2%
著作権収入	5%
フランチャイズ/ロイヤルティーによる所得	5%
賞金/賞品による所得	10%
相続/贈与による所得	10%

非居住者 (Non-residents)

課税所得の種類	税率
雇用所得	20%
事業所得	1%~5% (事業所得の種類による)
利子/配当金	5%
有価証券の売却、資本譲渡	0.1% (売却価格に対して)
不動産の売却	2% (売却価格に対して)
フランチャイズ/ロイヤルティーによる所得	5%
賞金/賞品による所得	10%
相続/贈与による所得	10%

登録、申告と納税 (Administration)

税務コード (Tax codes)

課税所得を有する個人は税務コードを取得しなければなりません。課税雇用所得を有する個人は、税務登録書類を雇用主に提出することが要求されています。雇用主は、従業員から受領した税務登録書類を税務当局へ提出します。その他の課税所得がある個人は、居住する地区の税務署へ税務登録書類を提出しなければなりません。

税務申告と納税 (Tax declarations and payment)

雇用所得については、月次で仮申告と仮納付が必要とされています。申告・納付期限は、翌月の 20 日です。年末には確定申告を行ない、年間の納付すべき税額と仮納付額の合計との差額を納税します。外国人従業員はベトナムでの勤務終了時、ベトナムを出国する前に確定申告を行なうことが要求されています。税務コードを持つ個人のみが過払いに対する還付の対象となります。

雇用所得以外の所得については、個人がその所得の種類に応じて個人所得税を申告納税することが要求されます。個人所得税の規定では、定期的に(多くの場合所得の受領のつど)申告納税することを要求しています。

社会保険、健康保険および失業保険

SOCIAL, HEALTH AND UNEMPLOYMENT INSURANCE

社会保険 (Social Insurance) および失業保険 (Unemployment Insurance) はベトナム人にも適用されます。健康保険 (Health Insurance) は、ベトナム人およびベトナムの労働契約書によって雇用されている外国人に適用されます。

社会保険、健康保険、失業保険の保険料は以下のとおりです。

	社会保険	健康保険	失業保険
従業員	6%	1.5%	1%
雇用主	16%	3%	1%

上記の強制保険への拠出金の算出基礎となる給与・賃金は雇用契約書に記載されている給与・賃金となります。ただし、最低賃金 (730,000 ベトナム・ドン、2011年5月1日からは830,000 ベトナム・ドン) の20倍が上限とされています。

強制加入の社会保険、健康保険および失業保険への雇用主による拠出は、課税対象とされる従業員への手当とはなりません。従業員による拠出は、個人所得税の計算上、所得控除が可能です。

その他の税金 OTHER TAXES

上記の税制のほか、営業許可税(事業ライセンス税)、印紙税、各種登録税などがあります。

税務調査および罰則 TAX AUDIT AND PENALTIES

税務調査は定期的を実施され、多くの場合、複数年の調査が行なわれます。税務当局は調査の実施前に納税者に対し、文書をもって税務調査の日時および範囲を通知します。

多様な税務違反に対する罰則について、詳細に規定されています。あまり額が大きい行政罰から、追徴税額の数倍とされるものまで、広範囲に定められています。

通常、罰則適用に関する時効は 5 年とされています。税務当局は、過少申告に対する追徴、未納税額については、いつでも徴収することが可能とされています。

実務上、罰則の適用は恣意的で、その取り扱いが異なることも多いのが現状です。最近、当局の姿勢は以前と比べてかなり厳しくなっています。したがって、例えば税務調査の結果などによる納税の遅延は、罰金の対象となることが考えられます。

会計および監査

ACCOUNTING AND AUDIT

一般に、外国投資企業は、ベトナム会計システム (Vietnamese Accounting System, VAS) の採用が要求されています。企業が VAS に準拠する場合、財務省への登録は要求されません。ただし、VAS に変更を加える場合には、財務省からの文書による事前の承認が要求されています。

会計記録は、ベトナム・ドン通貨によって記帳されなければなりません。外国投資企業は、会計記録および財務諸表の表示に外貨を選択するか自己査定が可能で、外貨の使用については地方税務当局へ通知します。また、会計記録は、ベトナム語によることが義務付けられています。ただし、共通言語として使用される外国語の併記が認められています。会計年度末には固定資産の実地棚卸を行わなければなりません。

すべての外国投資事業は、ベトナムで許可を受けている独立の監査法人により年次財務諸表の監査を受けなければなりません。監査済み年次財務諸表は、会計年度末から 90 日以内に完了することが要求されています。この監査済み年次財務諸表は、投資ライセンス発給機関、財務省、地方税務当局、統計総局およびその他の地方当局 (法律で要求されている場合) へ提出しなければなりません。

ベトナムは、26 の会計基準および 37 の監査基準を公表しています。どちらも国際基準を基礎としていますが、部分的に変更が加えられています。

特定の省級税務当局は、VAS の非準拠を指摘して追徴税を課すことがあります。これは、税法の規定に基づいています。税務当局が非準拠への罰則として用いる例には以下のものを含みます。

- VAT 還付の場合だけでなく、インプット VAT 控除そのものの否認
- 法人税の税務上の優遇措置の否認
- 法人税の適用方法への変更

別添 I

APPENDIX I

租税条約 (DOUBLE TAXATION AGREEMENTS)

租税条約における各種源泉税率の概要は、次のとおりです。

	受取人	利子 %	ロイヤルティ- %	備考
1	アルジェリア(未発効)	-	-	-
2	オーストラリア	10	10	-
3	オーストリア	10	7.5/10	1, 3
4	バングラデッシュ	15	15	1, 2
5	ベラルーシ	10	15	1, 2
6	ベルギー	10	5/10/15	1, 2, 3
7	ブルネイ・ダルサラム	10	10	1, 2
8	ブルガリア共和国	10	15	1, 2
9	カナダ	10	7.5/10	3
10	中国	10	10	2
11	キューバ	10	10	-
12	チェコ共和国	10	10	2
13	デンマーク	10	5/15	1, 2, 3
14	エジプト(未発効)	-	-	-
15	フランス	なし	10	-
16	フィンランド	10	10	-
17	ドイツ	10	7.5/10	2, 3
18	香港	10	7/10	2, 3
19	ハンガリー	10	10	-
20	アイスランド	10	10	2
21	インド	10	10	2
22	インドネシア	15	15	1, 2
23	イスラエル	10	5/7.5/15	1, 2, 3
24	イタリア	10	7.5/10	2, 3
25	アイルランド	10	5/10/15	2
26	日本	10	10	1, 2, 3
27	韓国	10	5/15	-

	受取人	利子 %	ロイヤルティ %	備考
28	朝鮮民主主義人民共和国	10	10	1, 2
29	クエート(未発効)	-	-	-
30	ラオス	10	10	-
31	ルクセンブルク	10	10	2
32	マレーシア	10	10	2
33	モンゴル	10	10	2
34	モロッコ(未発効)	-	-	-
35	モザンビーク(未発効)	-	-	-
36	ミャンマー	10	10	1, 2, 3
37	オランダ	10	5/10/15	2
38	ノルウェー	10	10	1, 2
39	オーマン	10	10	1, 2
40	パキスタン	15	15	1
41	フィリピン	15	15	1, 3
42	ポーランド	10	10/15	1, 2
43	カタール(未発効)	-	-	-
44	ルーマニア	10	15	1
45	ロシア	10	15	-
46	サウジアラビア(未発効)	-	-	-
47	セイシェル	10	10	1, 2, 3
48	シンガポール	10	5/15	2
49	スロバキア	-	-	-
50	スペイン	10	10	1, 2
51	スリランカ	10	15	1, 2, 3
52	スウェーデン	10	5/15	2
53	スイス	10	10	1
54	台湾	10	15	1, 2
55	タイ	10/15	15	2
56	チュニジア(未発効)	-	-	-
57	アラブ首長国連邦	-	-	-
58	ウクライナ	10	10	2
59	イギリス	10	10	1, 2
60	ウズベキスタン	10	15	-
61	ベネズエラ	-	-	-

備考

1. 条約によっては、ベトナム国内法よりも高い税率を上限としている国もありますが、この場合は、国内法の税率が適用されます。
2. 特定の政府機関などから得た利子は、免税になります。
3. 一部の種類のロイヤルティーは、源泉税率が異なることがあります。

私どものベトナムにおけるサービス(業務案内)

PwC Services in Vietnam

PwC(www.pwc.com)は、多様な業種に対応した監査、税務、法務およびアドバイザリーサービスを提供し、クライアントの皆様とその各ステイクホルダーの皆様との信頼関係を築くとともに、その価値を向上させております。154 カ国に 161,000 以上の人材を擁するPwCネットワークをつうじ、画期的で実務的なアドバイスを行うため、経験および解決法を共有しております。

PwC ベトナムは 1994 年にハノイとホーチミンに設立されました。ベトナムにおいて、投資、税務、法務および会計に関する法令や手続きおよびベトナムマーケットを熟知した約 500 名のベトナム人と外国人の人材を擁しております。

ベトナムの法務サービスについては、司法省から認可を与えられている PwC リーガル ベトナムが提供しております。

弊社の各サービスは以下のとおりです。

- **税務サービス**
 - 税務コンプライアンス
 - 各省庁との交渉、税務リスク管理および紛争解決
 - 移転価格税制サポート
 - 税務デューデリジェンス
- **監査サービス**
 - 法定監査
 - 四半期決算
 - IFRS 対応
 - 会計アドバイス
- **アドバイザリー**
 - デューデリジェンス等トランザクションサービス
 - コーポレート・ファイナンス
 - 業務改善指導
 - 企業評価および戦略アドバイス
 - 政府プロジェクト、インフラ整備案件アドバイス
- **株式上場支援**
- **給与計算のアウトソーシングサービス**
- **関税に関するアドバイス**
- **法務サービス(弊社関連弁護士事務所 PwC Legal を通じて)**

www.pwc.com/vn